慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	欧洲戦争と米国の貿易状態（下）
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.8 (1916. 8) ,p.1123(87)- 1137(101)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160801-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

る。是等の條件が存する限り、獨逸が後年復たび、一九〇五年と同九年とに成功し、一九一一年に失敗し、一九一四年には遂に戰爭を誘起した如く、戰爭の脅嚇に依て揣ゆ可らざる命令を諸國に下すことは必然である。中歐同盟は即ち歐洲が獨逸の命令に服從して其自由を失ふか、然らずむば之に抵抗せむが爲一九一四年七月現在以上の軍備を維持するかを意味する。民治國の平和的外交に反對して普魯士流の武斷外交の勝利を意味する。故に平和の主要條件は、獨逸をして今後歐洲に命令するの夢想を放棄せしめ、以てアスクィスが獨宰相の演說に報ひて云へる有ゆる文明國の平等權を基礎としたる國際制度を可能ならしむるやう獨逸をして隣強と平等の地位を承認せざるを得ざるが如き境遇に置かしむる事である。こは決して武力に依て獨逸の分裂と其政治組織の變更を强ゆるものではない。要は伯林の政治的乃至軍事的支配から非獨逸國民を解放するに在るのである。獨逸の官邊も其マジャールの同類も、充分成功の好機會に就て信じなかつたならば、決して歐洲の自由を奪はむとの擧に出でなかつたであらう。爾して彼等三千萬以上の非獨逸族非マジャール族の軍隊と國力とを充分左右し得なかつたならば、成功の機會を得なかつたであらう。普魯士が征服を企てた原因と、今回の戰爭の最大悲劇とは、是等の三千萬人以上のものが强制徵兵制度に組織せられて、他の國民ばかりか、一層確實に自分等の身上に、普魯士式桎梏を置かむが爲突進したることに於て發見せらるゝのである。其れ故聯合側の平和條件の中最も缺く可らざる事は、單に三千萬人と云はず、實に其倍數に上ぼる非獨逸民族を獨逸の軍事的及び外交的配下に置かむとする中歐同盟の破壞ばかりでなく、戰前に於て伯林政府から表面上ではなかつたけれど、實際上奴隸にせられて居た是等の人民の解放である。

如何にして此目的が遂せらる可きかは、茲に豫言す可き限りでない。又精細なる領土的決定を茲に討究するの必要をも認めない。是等の詳細に至つては非常に複雜して居る。前記の地方に於ては、不幸にして民族主義と云ふことが、充分なる自由の精神と云ふことよりも有力であつて是れぞ即ち普魯士が其後援として依賴した所のものである。故に是等の地方に於ては、人種的の寬容と云ふことは、永久の平和に取つて獨逸本國內に於ける軍國主義の顚覆にも讓らざる程に大切である。而して最も肝要なるは、是等の民族が獨逸の配下に屬せずして、自分で自分の將來を定めねばならぬことである。（以下續出）

歐洲戰爭と米國の貿易狀態（下）

堀江歸一

四

米國多數人士の間には、英國をして獨逸の貿易に對して自由の行動を取らしむるを可なりとするの意見行はれたり。蓋し彼等は英國をして獨逸に武力を以てするの外、經濟上の壓迫を加へしむるときは、假令ひ一時中立國の利益を傷くることありとするも、戰局の收拾を速にし、中立國に利益を及ぼすに至ることを信じたればなり。現に千九百十五年三月英國が獨逸貿易に嚴酷なる制限を加ふるや、同月二日の紐育「ジヨーナル・オヴ・コムマース」は其社說に於て、左の如き議論を公にしたり。

若しも聯合諸國にして今日獨逸が外國より供給を受け、彼等に對する抵抗力を無限に持續するを得る物資に對し、其直接に軍隊を維持するの用に供せらるゝと、軍隊給養の爲めに一般人民の需要充足に生じたる缺乏を補充するを問はず、其供給を杜絶するの實力を有するものとせんか、此實力を發揮するは、即ち虐殺、荒涼、慌禍、有價物破壞其他の損失を減縮し、中立諸國をして其災厄を頒つことを免かれしむる最も有效なる博愛的手段たるを失はざる可し。吾人は最も迅速に、又最も有效に此終局を實現する爲めに、費用と犧牲とを荷うことを辭するものに非ず。

英國は綿花並に銅に對して、其供給を獨逸に絶つことを計畫したるが、其經濟的破壞政策の最も顯著なる程度に應用せられたるは、即ち食糧供給に關する方面に外ならざりき。普佛戰爭の當時獨逸は國內に四千萬の人口を擁し、一方に彼等を給養す可き食糧も亦之を內國に於て產出するを得たり。然るに人口は近年七千萬人に增加したるに拘はらず、耕作地亳も增加せず、茲に於てか人口中の約三千萬人は露國又は海上を距つる諸國より輸入せらるゝ食糧に給養を求むるを必要としたり。若しも獨逸にして露國の供給を失ひ、又英國の爲めに海上を經由する供給を遮斷せられんか、七千萬の國民は彼等の六割より少なき人口を滿足する食糧の供給を以て甘んばざるを得ず。千八百七十年以來獨逸に增加したる三千萬の國民は人口の增加に相伴うて膨脹したる外國貿易に依て、獨逸に齎らされたる食糧に給養を求めたるものにして、經濟狀態は英國に類似するに至らんとしたり。然れども英獨兩國貿易並に食糧供給には大なる相違あることを認めざる可からず。即ち英國は產業上の大發明の相次いで行はれたる故を以て、第一流の工業國たる地位を占む。蒸汽機關發明せられて、始めて製造業に應用せられたるも、手工業に代つて、機械工業の行はれたるも、英國にして、蒸汽船、蒸汽鐵道の利用に依る運搬費の低減と相俟て、英國は交通機關の達し得る世界の到る所に、又關稅の障壁に依て、妨害を蒙らざる總ての國に其工藝品を供給し、其代價として食糧を輸入して、國內に增加する人口を給養し原料品を輸入して、製造業の發達を助長したり。然れども未開の諸國は英國より大なる工藝品の供給を受けて、一方に之を支拂ふ可き產物を有せず。斯くて是等の國は英國より資金を借入れ自國の株式債券を英國に交付して、以て工藝品を購求するの手段に出で、現に米國の英國に負う債務に三十五億弗に上ると稱せらるゝが如き此一例を以て目す可きものなり。

十九世紀中一千一百萬より四千四百萬に增加したる英國の人口は斯る事情の下に、多く外國の產物に依て給養せられ、一方に英國の農業は漸次衰微し、殊に千八百五十年代の自由貿易政策の下に、米國の穀物家畜（後にアルゼンチーンの家畜）濠洲の羊肉、和蘭、丁抹の乳產物に依て劇烈なる競爭を蒙り、運賃の低廉なる交通機關は英國の製造業に有利なりしが如く、農業に不利と爲り、種々に事情相重なりて英國をして廣大なる工業國たらしめたり。若しも獨逸にして英國の前例に從ひたりとすれば、果して如何。獨逸の諸州が他の歐羅巴諸國と同じく、英國工業の競爭に堪ゆる能はざるは論を俟たず。一方に獨逸は千八百七十一年當時に於ては、一箇の農業國たる地位に居り、自國の土地を以て給養するを得る人口を給養し、一方に國民の一部は外國に移住して、以て生活を營まんとしたり。試に千八百七十年以來獨逸國民の米國に移住したる者の數を擧ぐるに、千八百七十年十一萬人、千八百七十三年十四萬九千人なりしが、千八百八十一年には三十一萬人に、千八百八十

二年には二十五萬人に劇増したり。斯の如く年々多數の移住民を生ずるときは、兵卒、納稅者並に勞働者の數に減少を來し、立國上容易ならざる損失を釀すに至る可きは獨逸政府の憂慮したる所にして、此大勢に對抗するには、國内に工業を起して、以て増殖する人口に職業を供へ又其産物を以て、英國に於ける如く外國より輸入する食糧の代金決濟に充つるの必要ありとし千八百七十九年保護關稅則の制定を見ることゝ爲れり。然れども此關稅則の效果を發揮するは或る時期を要したり。隨て千八百八十年代並に同九十年代の前半に於ては外國移住民依然として多く、一方に千八百八十年より千八百九十四年に至る物價の低落、産業の沈衰は獨逸の工業發展を妨げたるが、千八百九十五年に至つて恢復の緒に就くや、獨逸の工業亦此時を機として漸く活躍し、千八百九十五年移住民の數は三萬二千人に減少し、爾來一年に五萬人を超ゆることなく、却て國内に波蘭、ガリシヤ、伊太利諸國民の移住を迎うること、爲れり。

獨逸の輸出貿易が此期間に於て、急速に増進したる事實は左の一表に於て明なり。

（單位一千弗）

	一八八〇年輸出	一九一二年輸出	増加率
獨逸	七一八、三七五	二、四二一、〇五〇	三、三七
英吉利	一、三九三、八三三	二、九九四、八〇五	二、一五
米國	八五三、六三八	二、二〇四、三二二	二、五八
佛蘭西	八九〇、二〇〇	一、七六四、七八〇	一、九八

獨逸は諸外國に工藝品を供給するの國たらんとする點に於て、英國と雁行したりと雖も、食糧の供給に關して、海上を距る國に依頼せざるを得ざるの一事は英國に對して大に異なる所とせざる可からず。若しも獨逸が食料品に就て、自由貿易政策を適用したらんには、獨逸の耕地は到底米國穀物の競爭に堪ゆる可からず。千八百七十九年工業に對して、保護關稅則の適用せらるゝや、獨逸の製造業者は英國の勞働者が最廉價の食糧を得るに對し、獨逸の勞働者が之を得ざるに於ては、到底英國の製造業と競爭する能はざる理由の下に、食糧の自由輸入を主張したり。若しも獨逸にして英國と同じく、一箇の工業國たることを單獨の目的としたるものならんか、此議論は正鵠を得たりとす可く、而して獨逸に於て、穀物並に肉類に何等課稅せらるゝものなかりしとすれば、獨逸工業は急速に發達し、農業は衰微したること疑を容れず。然も獨逸の政治家は外國の食糧供給に依頼するを以て海上を支配する英國に於ては之に堪へ得るとするも、獨逸に取つては之に堪ゆる能はず、獨逸をして强大なる海軍を有する國の制覇を蒙らしむるを不可なりとし、肉類、穀物殊に小麥に苛重なる保護關稅を賦課するの方針樹立せられたり。

斯くて獨逸は農業に關稅の保護を施し、國内に多數の人口を給養し、軍隊の補充を容易ならしむるを期したるが、實際に農産物は人口の増加率よりも大なる割合を以て増加したり。即ち千八百八十三年より千八百八十七年に至る五箇年間の平均と千九百十三年とを比較するに、人口は四千六百七十萬人より六千七百萬人に増加し、増加率五割以下に止まれるが、一方に食糧並に飼料は五割以上の増加を告げたり。故に獨逸國民にして千八百八十年代に於ける生活程度に滿足したりとすれば、全部獨逸國産の食糧に依て給養せらるゝを得たる道理なれども、最近二十五年間彼等の生活程度は著しく上進し、例へば千八百八十六年より千八百九十年に至る五年間と千九百二年より千九百六年に至る五年間とを比較するに、小麥並にライ麥の消費高一人當は約四割を増加し、勢、外國より食糧を輸入するの必要に接するに至れり。固より平時に於ては、西部工業地の食糧輸入に對して、東部農業地よりスカンヂナヴヰア諸國に向つて、食

糧の輸出せらるゝものあり。是等の輸出は戰爭の破裂と共に、獨逸國内の供給を豐富ならしむる爲めに、禁止せられたりと雖も、之を以て戰時に於ける輸入の減少に依て生ずる供給の不足を補充するの困難なるは論を俟たず。殊に開戰の期日たる八月一日に於ては、獨逸は千九百十四年度に要する農產物を輸入するに至らざりしを以て、英國が獨逸の海上より得る供給を遮斷するや、假令ひ英國人の想像する如く、獨逸をして絕對的飢餓の狀態に陷らしめずとするも、比年上進し來れる生活程度を維持するを難からしむるを免がれざりき。茲に於てか獨逸は開戰の當初、食料品に對する戰時最高價格を公定し次ひで國民の愛國心に訴へて、食料品の消費を省約せしむるの方法を取り、兩者共に充分の成功を博する能はざるや、聯邦參事院は千九百十五年一月二十五日を以て、一の律令を制定し、千九百十五年二月一日以後帝國内に在る各種の穀物並に穀粉は伯林戰時穀物會社の所有に歸せしめ、帝國並に各州政府、陸海軍に屬するもの外、總ての穀物穀粉に之を適用することゝし麵麭製造業者には從來使用したる麥粉の四分の三に使用量を制限し、更に麵麭製造には小麥粉にライ麥粉並に馬鈴薯粉を混用することを命令し、同時に國民の麵麭消費量を制限する目的を以て、切符制度を案出し、國民一名に一日二百二十五グラム（後に二百グラムとす）の麥粉と相等しき麵麭を購入するを得る引換券を交付し麵麭商又は料理店に於ては引換券を呈示する者に限つて麵麭を供給し、每回引換券に穿孔し、二百二十五グラムを七倍したる分量を交付せられたる者は次週に至らざれば、一塊の麵麭をも得る能はず、而して政府は一週間を通じて、引換券に依て引換へらる可き或る量の麵麭を使用せざるを以て、愛國心に適したる所業なることを鼓吹したり。一日の消費量二百二十五グラムを以て計算するときは、一年の消費量百五十封度に相當す可く、正に生命を維持するに必要なる分量を超ゆると雖も、近年に於ける獨逸國民の平均消費量に比較するときは、遙に低きに居り、現に千九百二年より同六年に至る平均消費量は小麥並にライ麥の四百九十五封度に上る事實に徵すれば、麵麭引換券の認めたる分量は其三分の一に過ぎざる計算と爲る可し。

世人或は獨逸を以て飢餓の窮境に居らざるものとし、英國の餓死政策に對抗する爲めに、獨逸が潛水艇封鎖政策を敢行したるを非難するもの、如しと雖も、此政策の實行せられたる千九百十五年二月四日當時に於て、獨逸が食糧の供給に危險を感じ來れるは、爭ふ可からざる事實にして、國民に食料品節約を強要する非常の政策を實行したるは、自ら危險を測量する標準たる可し。現に當時普魯西内務大臣リョーベル氏が伯林大學敎授ゼーリング氏に寄せたる書簡に於て「若しも獨逸國民の生活方式にして、多年來の平和時代に行はれたるものに對して、若しく變革せられんか、吾人は戰時衣食の計に全きを得べし。獨逸の土地は豐饒にして、國民を維持するを得べしと雖も、其生產する所は既往に於て常に吾人の要求を充すに足らざりき。吾人は餓死するに迫られずと雖も、一方に食物を節約し、簡易に生活し、小麥粉並に白麵麭の食用を減じて、黑麵麭並に馬鈴薯を多く食物とし、從來廢棄したるものを利用す可く、假令ひ時機を逸したりとするも、直に此計畫を實行し、各家計を擧げて戰時の狀態に移さゞる可からず。家庭に於ける節約並に自省は戰場に於ける勇戰と異ならざるなり」と言へるは、當時の眞相を描出したる文字とす可し。

國民に對する食糧の供給と共に、獨逸が困難を感じたる家畜に對する飼料の問題なり。平時に於ては、飼料は外國に依て供給せられ、其輸

入高の輸出に超過するもの七百五十萬噸の多きに及べり。今飼料の輸入にして遮斷せられんか家畜の一部を屠殺するか、或は人の食料に供したる穀物の一部を家畜の飼料とするか、二策の一に出でざる可からず。獨逸は此間に處して、家畜の數を減ずると共に、內國產飼料を增加するの政策を講じたり。即ち開戰當初獨逸に飼養せらるゝ豚は二千五百萬頭に上ると稱せられたるが、農民は穀物並に馬鈴薯を以て之を飼養せんとし、千九百十五年一月末に於ては燕麥並に馬鈴薯の大半は豚の飼養に充てられたり。茲に於てか同年一月二十五日前記食糧收用に關する律令の制定せらるゝや、政府は豚の數を或る程度まで減少するの必要を認め、人口五千人以下の都會に於ては豚肉の一定量を貯藏するの義務を負はしめたり。此方法に依て全國の豚數に幾何の減少を告げたるやは之を知る能はずと雖も殘存する豚の飼料を豐富ならしむる方策として、政府の講じたるは、卽ち酒精釀造の原料として馬鈴薯に對する需要を節減するの一事に存し、千九百十五年五月末に於ては、豚を屠殺するの必要なきに至れり。而して次年度に於ける馬鈴薯の收穫を豐富ならしむる爲め、從來牧菜の耕作に充てられたる土地を制限して、四割減とし斯くて生じたる餘地には必ず小麥又は馬鈴薯を植付けしめ、ブランデンブルヒ、ポメラニア、シユレスウキツヒ、ホルスタイン、ハンノーヴアー、ウユストハリエンの濕地の如き場所にも亦灌漑を施して、其植付に充てられたり。

白耳義、佛蘭西、波蘭等の獨逸軍占領區域も亦耕作用に供せられたりと雖も、其收穫は駐屯兵の食糧の一部を充すに止まり、獨逸全國の食糧に大なる關係を有するに至らず。農業勞働者の多數は兵員として召集せられ、收穫期に臨んで勞働者に不足を告ぐるに至らざるやは開戰當初より世人の憂慮する所なりしが、政府は一方に臨時收穫に從う者を募集し、二百萬人に上る俘虜を使役し、牛馬を驅使し、ベンゾール油を燃料とする發動機を利用する等種々の方策を案出して、當面の困難に應じつゝあり。然らば食料品の密輸入は此困難の時期に於て、如何なる程度まで行はれたるか。米國の食糧が獨逸附近の中立諸國を經由して獨逸に供給せらるゝは、明白の事實にして、今後對獨封鎖の益々嚴重となる可きに拘はらず、其供給の遮斷せらるゝことなかる可し。蓋し貨物にして一度びスカンヂナネヴヰア海峽に入らんか、英國の嚴重なる監視を以てするも、國境を踰越して、獨逸に入ることを防ぐ能はざるのみならず、羅馬尼並に露西亞を通じて、密輸入の行はるゝもの少なからず。羅馬尼は大なる穀物輸出國なり。然るに千九百十四年秋羅馬尼の產出の輸出せらるゝ以前ダーダネルス海峽閉鎖せられ、一方に獨墺兩國共に小麥の供給に不足を訴へ、之に對して高價を支拂ふことを辭せずとすれば、羅馬尼が兩國に向つて盛に穀物を輸出するは當然にして、千九百十五年の始に於ては羅馬尼政府は穀物の輸出を禁止し、且つ夏季收穫に至るまで國內に於て消費する穀物を外國より購はざる可からざるの狀況と爲れり。

露西亞は輸入品の代金並に外債の利子を決濟する爲めに、穀物を輸出するの地位に居るものなり。然るにダーダネルス海峽は土耳古に依てバルチツック海は獨逸に依て、閉塞されたるが故に、其輸出に大なる支障を生じたり。而して露國は西歐諸國又は合衆國に於けるが如き、穀物の運搬貯藏に就て完全なる設備を有せず、穀物は袋入の儘にて地方停車場の納屋に山積するの狀なるを以て、速に之を輸出せざれば、腐敗變質の恐あり、當業者の利害より云ふときは、オデッサの如き港灣より之を積出すを以て當面の急務としたり。今露國に於て穀物を取引する

り。獨逸は國內に剝篤亞斯並に石灰を有すること豐富なれども、窒素は主として南米より輸入する硝石より採取し、其年額八十萬噸に上り、內國に於て硫酸アムモニアより採取するもの甚だ少なく、燐酸も亦合衆國、アルジユール・チユニスより輸入するを常とす。隨て窒素、燐酸の輸入は開戰と共に杜絕して、內國に於て人造肥料の製造に困難を招き、燐酸はコーレインに於ける鐵工業の鐵滓より之を收め、窒素はロールターの含有するアムモニアより採取すると共に水力の低廉なる諸威に獨逸人の資本を以て、工場を起し、空氣中より窒素を得るの方法を講じたり。

然らば獨逸は工業の原料品供給に就ては如何なる工風を凝したるや。綿花、護謨、羊毛、銅等に就ては、曩に其狀況の一斑を述べたるを以て之を省略し、石油の供給に就て見るに、獨逸が平生輸入する石油の量は七十五萬噸內外にして、其三分の二は實に合衆國の供給に係り、千九百十四年六月に終る一年間合衆國より獨逸に輸出したる石油の價格は二千萬弗に上れり。然るに英國は千九百十四年十月二十九日の命令を以て、石油を絕對禁制品としたり。思ふに絕對禁制品なるものは軍事上の用に適し、交戰國の軍隊に供給せらるゝ物資にして、鐵砲、彈藥の如き、之に當るとす可し。石油は燈火用を以て其用途の重なるものとし、之に次ぐ用途は發動機用のガソリンに外ならず。發動機は自動車に使用せられ、而して自動車は時に軍事に供用せらるゝことありと雖も、之を以て直に石油を絕對禁制品とするの不可なるは勿論にして、倫敦宣言に於ては石油を條件付禁制品の項にすら掲げざりし次第なり。英國が石油を絕對禁制品としたるは、卽ち獨逸を餓死せしむるの政策に基けるものにして、一方に獨逸は石油に代用せらるゝ可き物資を求めて、供給不足に伴う困難に當れりと雖も、米國は石油の生產精製に意外の減縮を招き、失業者は他に代る可き職業を見出す能はずして、獨逸よりも大なる困難を蒙るを免れざりき。而して獨逸に於ては石油に代用する爲め、瓦斯電氣を利用するは勿論發動機の燃料として、ベンゾールを使用するに至れり。故に戰爭久しきに亘らんか、戰後に於て獨逸の代用工業發達して、從來外國に供給を仰ぎたる物資を內國に自給するに至るは明白の事實にして、此一事は獨逸の戰後貿易狀態を推測するに當つて、注目す可き點なりとす。

五

米國の輸出品中、最も多く世人の注意を惹きたるは、軍器の輸出是れなり。中立國は自國と平和の關係に居る國の人民を殺傷する用に供せらる可き軍器を外國に供給するを可なりとするや否やは道德上並に法律上の問題にして、殊に交戰國の一方たる聯合諸國のみ米國の軍器供給

を收むるを得るに反して、塊獨兩國が之を受くる能はざる場合に於ては、米國の軍器輸出は中立の本旨に反し、又人情に背くの嫌を免がれず。此點に就て米國官民は自ら困惑の狀なきを得ざりしが、海上權を支配する聯合諸國は盛に米國に註文を發し、千九百十四年末に於て、米國の營業者は聯合諸國の註文に應ずるに忙はしきに至れり。而して同月開會せられたる議會の劈頭に於て交戰諸國に軍器の輸出を禁止するの法律案は元老代議の兩院に提出せられたるが、委員會の議に付せられたるのみにして、本會議に上らざりき。然も多數の製造業者は國務省が軍器の輸出を許容するや否や、其意見を忖度する能はざるを以て、事業の着手に躊躇するの趣あり。國務省亦結局千九百十四年十月十五日布告を發し、合衆國民は交戰國政府又は其代理人に自己の好む如何なる商品をも賣却するを得べく、其積出したる商品にして、禁制品なるときは、一方の交戰國に依て抑留拿捕せらるゝの危險に當る可く、又中立國政府は國際上交戰國に對する禁制品貿易に干渉することを強要せられず、合衆國大統領も其行政官廳も之に干渉する權能を有せざることを公にしたり。

然らば獨逸政府は合衆國政府の方針に對して如何なる態度に出でたりやと云ふに、前者は必ずしも後者の一般軍器軍需品の輸出に就て抗議を試みず、唯國際法に於て禁止せられたる軍用材料の輸出に對して抗議し、現に十二月八日華聖頓駐在獨逸大使ベンゲントルフ伯は英國軍隊が國際法を蹂躙して、ダムダム彈を使用し、而して合衆國が斯る不法の軍器を英國以下聯合諸國に供給しつゝある事實に就て國務省の注意を求め來り、國務省は直に事實を調査し、獨逸大使の指示したるウヰンチエスター兵器工場並に合同火藥會社が斯る供給を爲したることなきの證言を得て、翌年二月八日之を獨逸大使に回答したり。一方に十二月中旬ベスレース鋼鐵會社は英國より二十隻の潛水艇製造の註文を受け、會社は部分品として英國に引渡し、英國に於て適宜組立を行ふ以上は、海牙條約に於て中立國が交戰國の爲めに、軍艦を製造することを禁止したる條項に牴觸せざるものとし、契約を締結せんとしたるに對し、政府は反對の意見を懷き、會社をして註文を拒絶せしめたり。之に次ひで起れるは飛行機供給の問題にして、千九百十五年一月十九日獨逸大使が國務卿に書面を以て、合衆國に於て聯合國の爲めに飛行機を製造し、之を聯合國に供給しつゝあることを指摘し、飛行機は軍用に供せられ、中立國に於て之を交戰國に引渡すは即ち第二回海牙會議の第十三回約定第八條に牴觸することを抗議し來るや、國務省は反對の見解を付して、抗議を拒絶したり。

一般軍需品の供給に就ては、千九百十五年一月八日ミズリー州選出元老議員ストーン氏より書面を以て國務卿に宛て、何故に政府は聯合諸國に軍需品の賣却せらるゝことを許容して、以て戰爭を繼續せしむるやに就て質問し來れるを以て、國務卿は之に回答して「合衆國大統領は交戰國に對する軍需品の賣却を妨遏する權能を有せず、又權能を有するも、軍需品貿易を制限するは、中立國の義務とする所に非ざるのみならず　既往に於て合衆國は近隣の共和國に內亂の起れる場合に、軍需品の供給を制限したる外、斯る處置に出でたることなき旨」を說明し、進んで獨逸が從來の戰爭例へば日露戰爭に於て、軍需品の大なる供給者たりしことを附言したり。斯くて聯合諸國に對する軍需品の貿易旺盛と爲るや、獨逸は之に對して晏如たる能はず、再三の抗議を國務省に致し、殊に千九百十五年四月四日付の文書に於ては抗議理由最も詳細を極め「今や英國封鎖令の下に、獨逸と中立國との貿易は全然壓抑され、現に獨逸に向つて食糧

を輸送せんとしたる米國汽船ウキルヘルミナ號が二箇月以上英國に抑留せられたるが如き米國の貿易權を蹂躙するものにして、合衆國政府は英國をして國際法を破棄するに委せしむるの觀あり。從來中立國が交戰國に軍需品を輸送したる先例は今回の戰爭に於て準用せらる可きものに非ず。蓋し合衆國は今日交戰國に軍需品を供給する唯一の中立國にして、其目的を以て、新に國內に事業の計畫せらるゝ狀態なればなり。殊に米國は獨逸の敵國に對しての軍需品を供給しつゝあり。宜しく米國は英國に軍需品を供給することを以て、獨逸と合法の貿易殊に食糧輸送を保護するの手段たらしめざる可からず。合衆國が歐洲の交戰國に對する軍需品の輸出を禁止するは、曩に墨西哥に對して、同一の處置に出でたる精神に據るものなること」を切言したり。其後七月埃地利政府も亦同一問題に就て米國に抗議したるが、合衆國政府は何れも軍需品の輸出を以て、中立義務に違反せざる旨を回答したり。

之を既往の事歷に徵するに、獨逸政府は國際法又は先例を援用して、交戰諸國に兵器軍需品を輸送する米國の權利を否定する能はざるの事實あり。即ち獨逸に於てクルップが今日何等他の援助を求めずして、同盟諸國に軍器を供給するを得る程度に發達したるは、獨逸が平時たると戰時たるとを問はず、世界の諸國に軍器を供給したる結果なりとす可く、一方に海牙平和會議に於て、獨逸政府の代表者は中立國は交戰國の見地より不法とする商業に其臣民の關係するを禁ずるの義務なきことを斷言したり。獨逸既往の態度斯の如く爲る以上は、米國たるもの今獨逸の抗議に接して、直に之に服するの道理ある可からず。或は交戰國の一方のみが合衆國の供給を受くるを得るの事實ありと雖も、之を以て、合衆國の中立義務を傷くるものとするに足らず。合衆國は交戰國の雙方に軍器を賣却することを希望しつゝありと雖も、獨り英國が自國の船舶を以て、其購入したるものを運搬するが故に、交戰國の一方のみ合衆國の供給を收むるの結果を生ずるなり。即ち英國の利益は其海上權に附帶し、合衆國は此利益を奪うの義務を有するものに非ず。合衆國は從來其軍器輸出に苦しむ交戰國に依て、輸出の禁止を請求せられて之を拒絕したるの事例少なからず、時に自ら其輸出を禁止したるは、內國に軍器の供給を豐富ならしむるか、墨西哥、サンドミンゴの如き近隣の諸國に內亂の起るを防止するの目的に出でたるものゝみ。

或は合衆國にして軍器の輸出を禁止せんか、歐洲戰爭は夙に終熄し、今日の如き持久の狀態に陷らざりしことを論ずる者あり。然れども此事たる、多年戰爭の準備を講じ來れる獨逸を有利なる地位に居らしめんとするものにして、中立國は必ずしも交戰國の一方にのみ特に有利なる可き態度を取ることを念とするものに非ざるなり。千九百七年海牙會議宣言の一節には「中立國に依て公平に採用せられたる諸規則は實驗上國民の利益を保護するの必要の認められざる限り、戰爭の經過中に變更せらる可からず」とあり。是れ合衆國の大統領が引用して駐米獨逸大使に示し、戰爭の經過中軍器の輸出禁止を以て、中立破棄を來す所以なりとしたる論據なり。合衆國は歐洲戰爭に際し、軍器製造事業の繁昌に依て、利益する所少なからず。多數の人民に職業を與ふるの外、職工をして急速に軍器を製造する技術に練達せしめ、他日合衆國自ら戰爭に干與する場合の準備を收めつゝあるが如き、大なる利益を及ぼすものと云ふ可し。